



特別規則書

開催日 2020年8月22日～23日

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに、FIA 国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則、及びその付則に準拠した JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則、及びその細則、2020 年日本カート選手権規定、2020 年 JAF 全日本・ジュニア選手権統一規則本統一規則、及び本競技会特別規則に従って開催される。

第 1 章 競技会開催に関する事項

第 1 条 開催日程、場所、及びオーガナイザー

- 1) 開催日 2020年8月22日(土)～23日(日)
- 2) 場所 神戸スポーツサーキット 〒651-2101 兵庫県神戸市西区伊川谷町布施畑 917
- 3) 電話番号 078-974-1414
- 4) オーガナイザー 神戸スポーツサーキット

第 2 条 競技会組織委員、及び審査委員会

組織委員長	長尾 貢	委員長	堀井 智幸 (JAF 派遣)
組織委員	長尾 光子	審査委員	永原 雅之 (JAF 派遣)
組織委員	岩佐 一安	審査委員	高畠 康一 (組織委員会任命)

第 3 条 競技会競技役員

競技長	田中 稔	副競技長	和田 充弘
コース委員長	中西 康二	副コース委員長	進藤 孝二
計時委員長	木村 浩之	副計時委員長	北上 哲也
技術委員長	南 章一	進行長	福田 俊郎
救急委員長	安田 隆一		
事務局長	香山 勝己		

第 4 条 競技会事務局

オーガナイザー、開催場所と同じ

第5条 競技の種別

- 1) 種目
スプリント 最大出走台数 34 台
- 2) 区分・格式
全日本カート選手権 FS125 部門 (国内格式)
全日本カート選手権 FP-3 部門 (国内格式)
ジュニアカート選手権 FP-Jr 部門 (準国内格式)
ジュニアカート選手権 FP-Jr Cadets 部門 (準国内格式)

第6条 レース距離

	部門	予選	2nd	決勝
全日本カート選手権	FS-125	16 周 (15.36km)	12 周 (11.5km)	26 周 (24.96km)
全日本カート選手権	FP-3	16 周 (15.36km)	12 周 (11.5km)	26 周 (24.96km)
ジュニアカート選手権	FP-Jr	16 周 (15.36km)	12 周 (11.5km)	20 周 (19.20km)
ジュニアカート選手権	FP-Jr Cadets	14 周 (13.44km)	12 周 (11.5km)	18 周 (17.28km)

第2章 競技会参加に関する事項

第1条 エントリーの受付

- 1) エントリーの受付期間
2020年6月22日～8月2日まで。
- 2) エントリー方法
現金書留、大会事務局、Web エントリーにて受付を行う。
郵送の場合は、6月22日～8月2日までの消印有効。
Web エントリーの場合のエントリー代の決済方法は、振り込み、又は現金書留、コース受付払いとする。
振込先： みなと銀行 神戸駅前支店 当座 2 1 5 4 8 (有) ナガオカート
- 3) エントリーの受理と拒否
オーガナイザーは、理由を示すことなくエントリーの受理を拒否することができ、かつその行為をもって最終の決定とする。この場合、エントリーフィー、及び保険料は全額返金される。
- 4) エントリーに必要なもの
参加申込書・エントリーフィー・出場承諾書・参加条件を満たしたライセンスのコピー
※捺印漏れなど、不備の無いように注意して下さい。
競技会当日は、ドライバーライセンス・エントラントライセンス・ドライバーの健康自認証を必ず持参すること。

第2条 エントリーフィー、及びピット登録料

選手権	部門	参加料	登録料	含まれるもの
全日本	FS-125	28,000 円	ピットクルー 3,300 円/1 名	消費税
	FP-3	28,000 円		消費税
ジュニア	FP-Jr	56,000 円		消費税
	FP-Jr Cadets	56,000 円		デリバリーエンジン 1 基

※ドライバー1 名に対してピットクルーは最大 2 名まで登録可能

※エントラントパス 1,200 円/1 エントラント

第3条 タイヤディストリビューションについて（タイヤの配布・販売）

- 1) 本大会で使用するドライタイヤの購入先(カートショップ名)を、参加申込書に必ず記載すること。
カートショップ以外からの参加者は、神戸スポーツサーキットより購入すること。
- 2) ドライタイヤは、主催者より土曜に配布・回収し、主催者が保管する。日曜朝に再度配布を行う。
(詳細スケジュール・配布方法については、別途公式通知で公示される。)
- 3) 購入先を指定した参加者は、購入指定先へドライタイヤの代金を支払うこと。
指定されたカートショップは、JKOA(日本カート選手権オーガナイザー会)よりタイヤ代の請求がなされる。
入金は振込のみとする。
- 4) 開催日 2 週間前には入金終了され、入金確認の上、受理書と共にタイヤ引換券が配布される。
神戸スポーツサーキットより購入する参加者は、エントリー時にタイヤ販売価格分を加算し、支払うものとする。

なお、神戸スポーツサーキットで購入する場合、各クラスのタイヤの価格(消費税 10%込み)は次の通りとする。

全日本 FS-125	44,000 円
全日本 FP-3	34,100 円
ジュニア FP-Jr	35,200 円
ジュニア FP-Jr Cadets	31,900 円

第4条 エンジン再登録料・再ブリーフィング料・シャーシ再登録料について

1) エンジン再登録料

2020 年全日本カート選手権統一規則 第 16 条 2 項 (2)、ジュニアカート選手権統一規則 第 16 条 2 項 (2) により、エンジン再登録料を下記の通りとする。

全日本 FS-125	2,000 円
全日本 FP-3	2,000 円
ジュニア FP-Jr	30,000 円
ジュニア FP-Jr Cadets	30,000 円

2) 再ブリーフィング料

10,000 円

3) シャーシ再登録料

2020 年全日本カート選手権統一規則 第 16 条 2 項 (2)、ジュニアカート選手権統一規則 第 16 条 2 項 (2) により、シャーシ再登録料を下記の通りとする。

全日本 FS-125	2,000 円
全日本 FP-3	2,000 円
ジュニア FP-Jr	2,000 円
ジュニア FP-Jr Cadets	2,000 円

第 5 条 各種支払いについて

エントリーにかかる料金は、現金、又は振込のみ扱いとする。

大会期間中に発生する再登録料、及びペナルティ等の支払いはすべて現金のみとする。

ただし、当コースにてタイヤを購入される方のタイヤ代、遅延金、シャーシの再登録料等、キャッシュレス決済可能な場合もある。(詳細は支払い時に要確認)

本規則書に掲載の金額は、すべて消費税 10%込みの価格である。

第 6 条 正賞、及び副賞

正賞、及び副賞は以下の通りである。

全日本 FS-125	1～3 位	正賞、及び副賞
全日本 FP-3	1～3 位	正賞、及び副賞
ジュニア FP-Jr	1～3 位	正賞、及び副賞
ジュニア FP-Jr Cadets	1～3 位	正賞、及び副賞

その他の章典に関しては、JAF 振興策、及び JKOA スポンサー規定に準ずる。

第 7 条 保険

- 1) 競技中において、施設内で被った障害に対しては、オーガナイザーの付保する保険(国内カート競技規則 第 11 章 第 34 条)の適用を行う。

※別紙 A 参照

- 2) オーガナイザーの付保する保険とは別に、ドライバー 900 万円、ピット要員 1 名 400 万円以上のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。

- 3) 保険の支払方法

保険金額は、被保険者 1 名について次の通りとする。

[1]ドライバー保険金額 普通条件 1000 万円

[2]ピット要員保険金額 普通条件 1000 万円

- A) 死亡保険金

事故の日から 180 日以内に死亡した場合、保険金額(普通条件)が支払われる。

- B) 後遺障害保険金

事故の日から 180 日以内に身体の一部を失った、又はその機能を失った場合は、その程度に応じて、保険金額(普

通条件)の下記の割合で支払われる。

① 終身自由を行うことが出来ない場合	100%
② 両方の目が見えなくなった場合	100%
③ 腕、又は足(関節より上部)をなくした場合	60%
④ 両方の耳が聞こえなくなった場合	80%
⑤ 咀嚼、又は言語の機能を失った場合	100%
⑥ 片方の目が見えなくなった場合	60%
⑦ 鼻を失った場合	15～30%
⑧ 片方の手の親指(指関節より上部)を失った場合	20%
⑨ 片方の耳が聞こえなくなった場合	30%
⑩ 片方の耳を失った場合	3～5%
⑪ 片方の手の人差し指を失った場合	8%
⑫ 足の親指を失った場合	10%
⑬ 親指・人差し指以外の指を一本失った場合	10%
⑭ 親指以外の足の指を一本失った場合	5%

前記の各号に該当しない不具廃疾については、保険加入者の職業・年齢・身分・性別等に関係なく、身体の完全に棄損した程度に応じて、かつ前記各号の区分に準じて 50%以内の保険金が支払われる。

C) 入院保険金・通院保険金

障害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要する時に支払われる保険金で、平常の業務に従事することが出来るようになるまで、入院の場合は 1 日 3000 円、通院の場合は 1 日 2000 円が支払われる。

D) 手術保険料

入院保険金が支払われる場合で、事故の日から 180 日以内に怪我の治療を目的に手術を受けられた時。

[入院保険金日額]×[手術の種類に応じて定められた倍率(10 倍・20 倍・40 倍)]

E) 付添看護保険料

入院保険金が支払われる場合で、所定の状態になり、医師が付添を必要と認めた機関に職業付添者(入院先の病院・診療所と雇用関係にある者を除く)を雇い入れる時。

[入院保険金日額]×50%×[付添者の雇用日数(但し事故日から 180 日以内の雇用日数が限度)]

F) その他の規定

- ① 入院保険金の支払いは、180 日間を限度とする。
- ② 通院保険金の支払いは、98 日間を限度とする。
- ③ 事故による障害について、後遺傷害保険を重ねて支払われる場合、その合算額を支払われる。
- ④ 健康保険、労災保険、その他の給付には関係なく保険金は支払われます。

G) 保険金請求についての必要書類

- ① 障害・後遺障害の程度を証明する所定の医師の診断書(傷害事故の場合)
- ② 死亡診断書、及び戸籍謄本(死亡事故の場合)
- ③ 競技長の事故確認書(障害事故・死亡事故)
- ④ その他必要に応じてご提出頂く書類

引き受け保険会社 東京海上日動火災保険(株) 代理店エージェント・高嶋 TEL03-6280-7818

第3章 競技に関する事項

第1条 スタート進行

- 1) フォーメーションラップ中の追い越し、隊列復帰禁止区間は8コーナー手前の赤線～スタートラインまでとする。
- 2) ダミーグリッドからの発進(押しがけ)は1コーナーのパイロンまでとし、エンジンの掛からないカートはピットに戻す。
- 3) フォーメーションラップ中に隊列が6コーナーのところまで来た場合は、ピットマーシャルがピットアウトを制止する。その時スタート合図がなされた場合は、ピットスタートはできない。
予選と決勝のスタート時、本コース上において、先頭車両が4コーナー通過時までにはエンジンの掛からない車両はピットスタートとする。押しがけ補助は、1コーナー手前のコンクリートウォール端までとする。
- 4) フォーメーションラップ開始時、フロントローのドライバーは後続のドライバーが追い付けないようなスピードで走行しないように注意すること。特に4コーナーを通過してからは隊列を整えるように配慮すること。また、最終コーナー立ち上がりからイエローラインまでは加速してはならない。
フォーメーションラップ中の指定区間での追越し、及び割り込み違反者は、当該ヒート失格となる。
また、隊列のペースを乱した場合、当該ヒートの結果に10秒加算となる。
- 5) フォーメーションラップ中の極度なタイヤヒーティングは禁止される。(蛇行の禁止)

第2条 レース中の留意事項

- 1) 黄旗提示区間の徐行、追い越し禁止を厳守すること。
- 2) 青・赤旗の採用
ジュニアカート選手権の予選・決勝ヒートにおいて、周回遅れ、及び周回遅れになろうとしているドライバーに対して、青・赤旗(二重対角線で区別された旗)が示される。青・赤旗は競技長の指示によりコントロールライン上で振られ、示されたドライバーはピットインし、レースを止めなければならない。
ピットインしない場合は、失格(黒旗)の対象となる。
- 3) 復帰するための最小限の方向転換は認める。
- 4) 国内カート競技車両規則に定める必備の部品の脱落の場合、当該ヒート失格とする。
- 5) 捨てバイザー(シールド)を走行中に捨てることは禁止する。
- 6) タイヤの加工は一切禁止する。
- 7) 全日本/ジュニアカート選手権統一規則に基づき、ドライバーの合図は必ず行うこと。
合図(手の上げ方)は必ず頭上高く上げることを義務付ける。
オフィシャルが合図不履行(頭上高く上げていない場合も含む)と判断した場合は、ペナルティの対象となる。
- 8) 黒旗の提示はコントロールライン上とする。
- 9) 競技を中断する必要があると見なされた場合、すべての監視ポストで赤旗を提示する。
- 10) チェッカーフラッグを受けたカートに対しては黄旗を提示する。ドライバーは、黄旗に従い指定場所に移動すること。
- 11) ローリングが始まってからレースがスタートするまでの間、メカニックはピットロード、及びコース側(プラットホーム)に出るはならない。
チェッカー旗が振られたら、メカニックはコース側(プラットホーム)、及びピットから離れたパドックに戻らなければならない。又、チェッカー旗が振られた後にピットインしたカートの整備をしてはならない。
- 12) ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。

- 13) 出走前には、選手自身全ての封印を行う。
- 14) レース中リタイヤした者も、必ず車検を受けること。レース中、ドライバーがパドックに入ってはいけない。(工具等を取りに行くなど)
- 15) レース中、ピットクルーのピットロード及びプラットホームへの立ち入りは、クレデンシャルを必要とする。
- 16) スタートライン・ゴールラインは、イエローラインから 25m 先の白線とする。

第 3 条 ドライバーに対する留意事項

- 1) 走行中(公式練習・タイムトライアル・予選ヒート・決勝ヒート)の吸排気消音器の脱落は、次の通り取り扱う。
 - ① 脱落して即座に安全な場所に移動して停止した場合、及び徐行にてピット(再車検場)に移動した場合は、当該ヒート失格とする。(公式練習除く)
 - ② 脱落して走行し続けた場合は、レース失格とする。
- 2) 最終コーナー出口アウト側から、コースと平行して設置されてあるプラットホーム(コース図面指示箇所 B)については、競技中における使用禁止、及び立ち入り禁止とする。
- 3) ストレート走行中、空気抵抗を減らす目的で顔を伏せる姿勢のドライバーがいるが、視野(目線)まで伏せることは厳禁であり、如何なる状況下であっても前方の視野を保っておくこと。
- 4) リタイヤの場合、エントラント・ドライバー署名の上、リタイヤ届を書面にて提出すること。
- 5) フォーメーションラップ中、隊列のペースを乱さないように円滑なローリングを行うこと。
- 6) 予選グリッドはタイムトライアル順とし、決勝グリッドは予選結果に基づき、または予選のグループ分けがあった場合、予選ヒートのポイントの少ない順に決定する。
- 7) ピットエリア内でのピットロード上の速度は十分減速すること。
- 8) 1 セットの登録タイヤは、「技術委員長の承認のもとに、1 本のみ交換」が認められているが、交換を認める場合の基準は、バースト・パンク、及び嵌合部からの空気漏れがある場合のみとし、トレッド肉厚は交換する前のタイヤと同等以下であることが条件となる。
- 9) ピットエリア、及びパドック内での火気・高熱を発生するもの(溶接機・サンダー等)は指定された作業エリアで使用すること。
- 10) パドックエリア、ウェイティンググリッド、及びオーガナイザーが指定したエリアにおける、エンジンの始動・作動については、カーが走行可能な装備等を具備し、リアタイヤが地面に常に接地した状態でのみ認められる。
エンジンの始動は、ダミーグリッド側、及び防火水槽横の暖気エリアで行う。この場所では、リアタイヤが地面に設置してなくてもエンジンを始動しても良い。

第 4 条 服装に関する注意

- 1) ヘルメットの顎紐
- 2) レーシングスーツ前側上部のファスナー押え用ストラップ

第 5 条 点火装置に関する事項

- 1) 技術委員長は、各車両に対し、点火装置の作動確認用測定器の装着を指示する場合がある。
当該指示のあった場合は測定器の装着指示に従わねばならず、本件に関する抗議は認められない。
- 2) 技術委員長は競技会審査委員会の指示に基づき、エントラントに対し当該車両の点火装置を技術委員長の指定する同一形式の他のものに交換させる場合がある。当該指示のあった場合は交換作業に従わねばならず、本件に関する抗議は認められない。

第6条 喫煙について

パドック内は全面禁煙とする。喫煙は喫煙場所にて行う。

第7条 エンジンの始動、及び作動について

- 1) 全日本/ジュニアカート選手権統一規則 第30条 14 におけるエンジンの始動、及び作動について
パドックエリア、ウェイトンググリッド、及びオーガナイザーが指定したエリアにおけるエンジンの始動、及び作動については、カートが走行可能な装備等を具備し、リアタイヤが設置した状態（リアタイヤが地面に常に接触した状態）でのみ認められる。ただし、オーガナイザーが指定したウォーミングアップエリアにおいては、リアタイヤが地面に設置しない状態でエンジンの始動、及び作動が認められる。
- 2) エンジンの始動、及び作動のみが認められる。作動時間は概ね2～3秒以内とする。
- 3) ウォーミングアップエリア（エンジン始動確認エリア）は公式通知にて場所の指定を行う。

クラス	パドックエリア	ウェイトンググリッド	ウォーミングアップエリア (エンジン始動確認エリア)
全日本 FS-125	カートが走行可能な装備等を 具備し、リアタイヤが設置した 状態	カートが走行可能な装備等を 具備し、リアタイヤが設置した 状態	リアタイヤが地面に設置しない場合
全日本 FP-3			リアタイヤが地面に設置しない場合
ジュニア FP-Jr			始動・作動は認められない
ジュニア FPJr-Cadets			始動・作動は認められない

第8条 自動計測器

- 1) オーガナイザーが用意する自動計測器取り付け指示に、参加者は従わなければならない。取り付けを拒否したドライバーの出走は認められない。
- 2) オーガナイザーが指定する時刻に自動計測器の配布を受け、公式練習までに指定された取り付け場所に装着すること。
(指定取り付け場所とは、オーガナイザーが指定する場所)
- 3) レース後、必ず大会事務局に返却し、破損、紛失、未返却の場合は、50,000円申し受ける。

第9条 車載カメラについて

全日本/ジュニアカート選手権全クラスにおいて、車載カメラの取り付けを禁止する。

第10条 肖像権について

主催者、及びこれらの指定した第三者は、参加者の写真その他の肖像、参加車両の写真、デジタル画像、音声、映像等を、Web-site、報道、放送、出版等に用いることができる。

第11条 その他

- 1) 電光掲示板の表示、及びレースアナウンスはサービスの一環として表示しているものであり、暫定、又は正式発表との食い違いがあっても、全て事務局より発表される結果が優先される。
- 2) 競技進行の基準となる時刻は、公式時計に従う。公式時計はコントロールタワー2Fに設置。
- 3) スタート前の集合は場内放送にて案内します。

